

要調査項目リストの見直しについて

1. 要調査項目リストの見直しの概要

要調査項目リストは、平成 10 年に、水環境を経由した多種多様な化学物質からの人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれを低減するため、あらかじめ系統的、効率的に対策を進める必要があるとの認識のもと、調査を進める際に優先的に知見の集積を図るべき物質のリストとして作成した。

要調査項目は、水環境を経由して人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれ(以下「環境リスク」という)はあるものの比較的大きくはない、または「環境リスク」は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点から見て、「環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質として、約 300 項目を選定した。

策定後、約 15 年が経過し、この間に、化学物質に関する法制度の改定、初期リスク評価の進展、生産・使用状況の変化等有害物質をとりまく状況が変化していることから、今般、要調査項目リストの見直しを行うものである。

今後、選定した要調査項目について、毒性情報等の収集、水環境中の存在状況実態調査等を通じて、新たな知見の収集に努めるとともに、要調査項目リストは、毒性情報等や水環境中の存在に係る新たな知見等を踏まえて、柔軟に見直していく。

2. 現行の要調査項目の策定方法

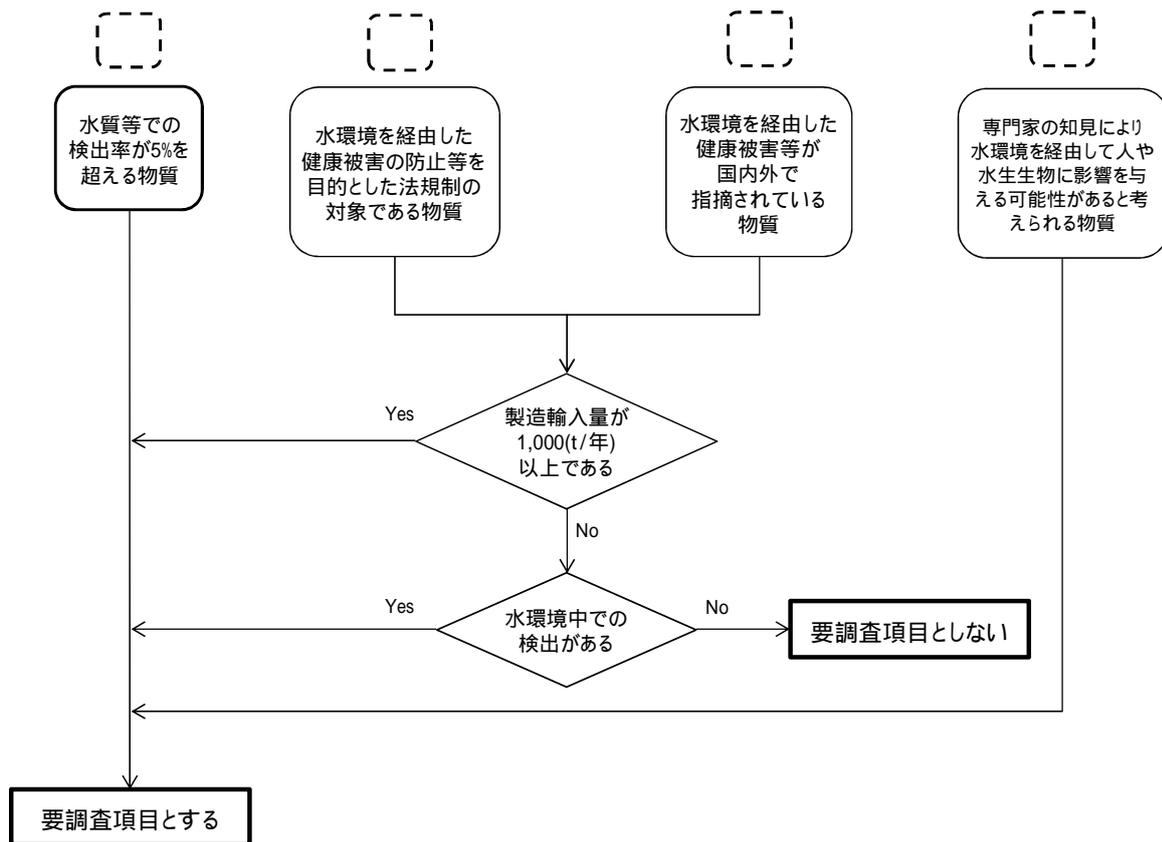
現行の要調査項目リストについては、以下の ~ のいずれかの条件を満たすものとしている。

水質(公共用水域、地下水)、底質、水生生物から一定の検出率(5%)を超えて水環境中から検出されている物質

国内、諸外国、国際機関等が水環境を経由した健康被害の防止や水生生物の保護を目的として法規制等の対象としている物質であり、水環境中からの検出又は一定以上の製造輸入量(1000t/年)がある物質

国内、諸外国、国際機関等が水環境を経由した健康被害や水生生物への影響を指摘している物質であって、水環境中からの検出又は一定以上の製造輸入量(1000t/年)がある物質

その他専門家の知見により、水環境を経由して人あるいは水生生物に影響を与える可能性がある物質

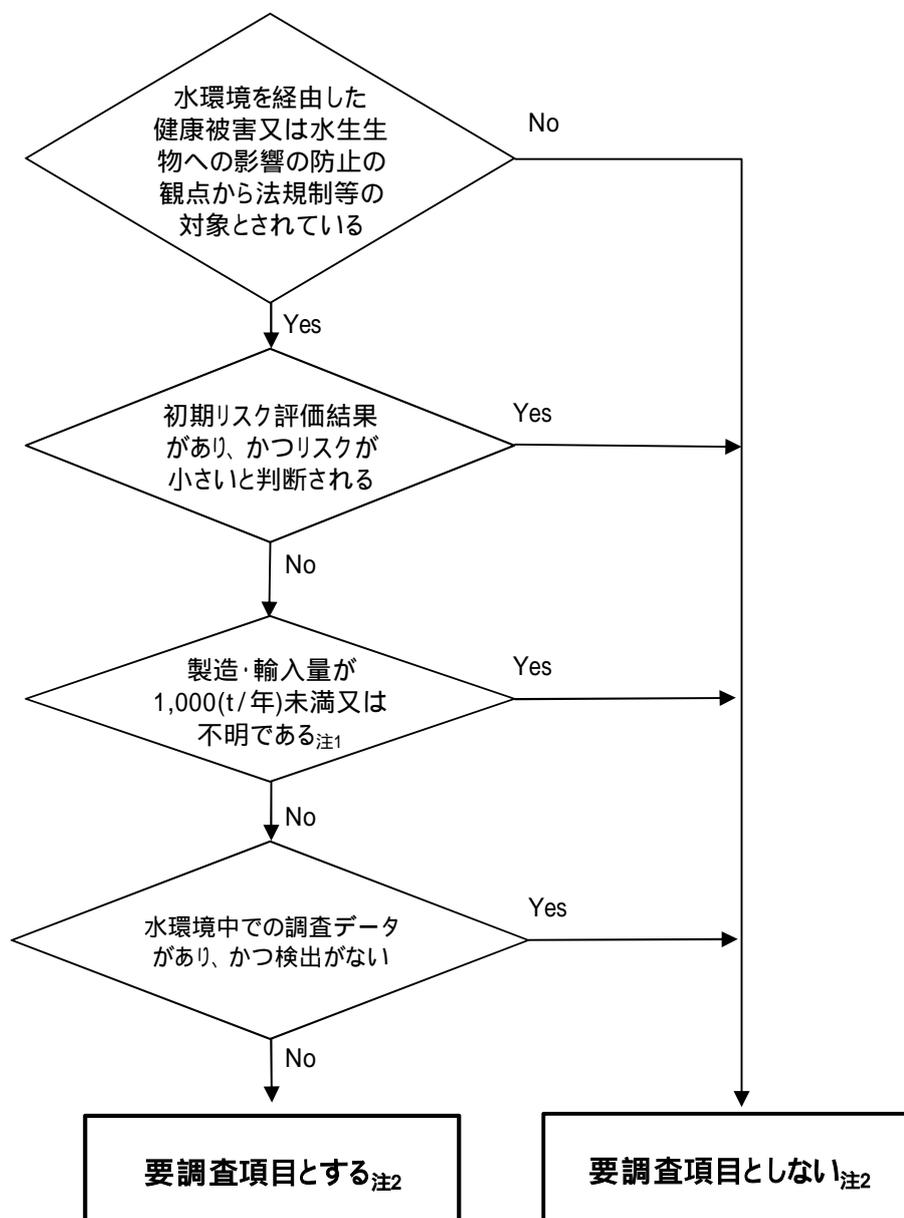


注： 、 の条件では複数の法規制等に該当するものを優先して項目数を約 300 とした

図 1 現行の要調査項目リストの策定方法

3. 要調査項目リストの見直しの方法

人の健康に係る項目と水生生物への影響に係る項目のそれぞれについて選定を行う。ただし、調査の実効性を鑑み、一定の条件により優先度の高いと考えられるものを選定する。見直しの方法は、図2のとおり。



注1: 農薬の場合の製造・輸入量は、100t/年とした。

注2: 上記のフローに加えて、現行の要調査項目リストや法規制等対象物質に関連すると認められる物質等を踏まえた専門家判断により、水環境を経由して人の健康又は水生生物に影響を与える可能性がある物質の追加や監視する必要性が乏しい物質の削除を行った。

図2 要調査項目リストの見直しの方法

(1)選定に活用した法規制等

1)人の健康に係る項目

人の健康に係る観点では、具体的に、以下のいずれかの法規制等に該当した物質をリストアップする。

表1 人の健康に係る項目の選定に活用した法規制等

法規制等	概要
ア 水道法	水質基準項目 ^{注1} 、水質管理目標設定項目 ^{注2} 又は要検討項目 ^{注3} のうち、以下の項目を除く物質 <水道水特有の理由により選定されているもの> ・資機材や給水装置からの溶出の観点から指定されている物質 ・水道の性状に関する観点から指定されているもの (遊離炭酸(味)、臭気強度、腐食性(ランゲリア指数)、有機物質等) <環境基準(生活環境項目)(大腸菌群数等)に該当するもの> ・大腸菌、一般細菌、従属栄養細菌
イ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	第1種特定化学物質 ^{注4} 、第2種特定化学物質 ^{注5} に該当する物質 優先評価化学物質(人健康) ^{注6} に該当する物質
ウ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質 ^{注7} に該当する物質のうち、「経口慢性毒性」「発がん性」「変異原性」「生殖毒性」の何れかの観点から選定された物質
エ WHO 飲料水質ガイドライン	飲料水質ガイドライン第4版においてガイドライン値が設定されている物質
オ EPA 水質クリアテリア	人健康に係る基準が定められている物質 ^{注8}
カ EU 水質基準	水質環境基準が定められている物質 ^{注9} 。
キ EU 高懸念物質	REACH 規制に基づく高懸念物質(SVHC) ^{注10} に指定された物質

注1:水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要な項目

注2:水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目

注3:毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目

注4:難分解性・高濃縮性であり、人又は高次生物への長期毒性を有する恐れのある物質

注5:難分解性であり、人又は高次生物への長期毒性を有する恐れのある物質

注6:2013年12月追加分まで

注7:第1種指定化学物質の曝露性の選定基準は「製造輸入量100t/年以上又は過去10年間に

いて複数個所で検出(エコ調査)された等」であるのに対し、第2種指定化学物質は「製造輸入量 1t/年以上又は過去 10 年間において 1 個所で検出(エコ調査)された等」である。

注 8: National Recommended Water Quality Criteria (Human Health Criteria (Priority Pollutant))

注 9: Environmental Quality Standards in the Field of Water Policy and Amending Directive, Annex X – List of priority substances in the field of water policy

注 10: 7 次追加(2012 年 2 月)まで。

2) 水生生物への影響に係る項目

水生生物への影響に係る観点では、具体的に、以下のいずれかの法規制等に該当した物質をリストアップする。

表 2 水生生物への影響に係る項目の選定に活用した法規制等

法規制等	概要
ク 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	優先評価化学物質(生態影響) ^{注1} に該当する物質
ケ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に該当する物質のうち、「生態影響」の観点から選定された物質
コ EPA 水質クライテリア	水生生物に係る基準 ^{注2} が定められている物質
サ EU 水質基準	水質環境基準が定められている物質

注 1: 2013 年 12 月追加分まで

注 2: National Recommended Water Quality Criteria (Aquatic Life Criteria)

(2) 初期リスク評価結果

環境省の環境リスク初期評価(第1次～第12次)の評価結果(別添参照。)において、「現時点で作業の必要はないと考えられる(健康リスク: MOE100以上、生態リスク PEC/PNEC0.1未満)」と判定された物質をリスクが小さいとみなした。人の健康に係る選定では、「経口」の曝露経路の評価結果を用いた。

なお、要調査項目リストには物質群として指定されているものが含まれるが、その場合には、物質群の対象となっている全ての個別物質において「現時点で作業の必要はないと考えられる」と判定されている場合に限り、当該物質群をリストから除外している。

(3) 製造・輸入量等

製造・輸入量等の出典には、表3のデータを番号が若い順に優先順位が高いものとして採用した。

表3 製造・輸入量等のデータ

番号	データの種類	概要
1	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく届出	原則として H23 年度のデータを利用したが、不明の場合には過去 (H20 まで) の数値を利用した。
2	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査 (経済産業省)	原則として H19 年の調査結果を利用したが、不明の場合には過去 (H16, H13) の数値も利用した。
3	16313 の化学商品 (化学工業日報社)	2013 年版に記載されている 2011 年の数値 (推定値) を利用した。
4	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく物質選定の際の製造・輸入量区分	施行令改正 (平成 21 年) の際の根拠資料を利用した。一部の物質については、政令改正前の物質選定の根拠資料を引用した。
5	鉱物資源マテリアルフロー ((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	金属及びその化合物については、国内需要量 (金属換算) の数値 (2010 年又は 2011 年) を利用した。
6	農薬要覧 2013 ((一社)植物防疫協会)	農薬要覧における原体の国内製造量、輸入量、輸出量から、出荷量として算出した。 (出荷量 = 国内製造量 + 輸入量 - 輸出量)

注: 農薬については全て農薬要覧を利用した。

(4) 水環境中での検出状況

モニタリングデータとして以下のものを利用した。何れかの調査でモニタリングデータが収集されており、検出地点がゼロである物質を「検出がない」とみなした。

2つの調査でモニタリングデータが収集されている場合には、両方の調査で検出地点がゼロである物質を「検出がない」とみなした。

- ・要調査項目等存在状況調査 (H11 ~ H24) (環境省)
- ・化学物質環境実態調査 (H11 ~ H23) (環境省)

(5) 専門家判断

上記のフローに加えて、現行の要調査項目リストや法規制等対象物質に関連すると認められる物質等を踏まえた専門家判断により、水環境を経由して人の健康又は水生生物に影響を与える可能性がある項目の追加や監視する必要性が乏しい項目の削除を行った。

1) 追加する項目

人の健康に係る項目(36項目)

項目名	理由
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(別名: PFOS)	化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定されたものの3用途について例外的に使用が認められており、公共水域中における残留性が高いため。(第一種特定化学物質指定以降は製造・輸入実績はなく、在庫使用が計 15.7kg)
ペルフルオロオクタン酸及びその塩(別名: PFOA)	PFOS の類似物質である。
トリクロサン及び塩素付加体	ダイオキシン類の前駆物質のうち代表的なものである。
2-アミノピリジン	水環境中での検出率が 50%以上(十分な測定地点があるものに限る)のデータがあるもののうち、ここ十数年で測定されたもの、あるいは現在でも曝露のおそれが高いと判断した物質である。
1,3-ジクロロ-2-プロパノール	
ジベンジルトルエン	
2,4-ジニトロフェノール	
タリウム及びその化合物	
ニトロベンゼン	
2-ブタノンオキシム	
ペンタクロロベンゼン	
メラミン(別名:2,4,5-トリアミノ-1,3,5-トリアジン)	
ポリ塩化ナフタレン	
セリウム及びその化合物	
過塩素酸及びその塩	
アクリルアミド	水道水源で検出事例がある。
カルボフラン	水道の浄水からの検出事例がある
ジクロベニル(別名: DBN)	
ペンディメタリン	
プロシミドン	
シアナジン	水道の原水からの検出事例がある
テフリルトリオン	
ベノミル	

項目名	理由
ジウロン(別名:DCMU)	船底塗料等防汚剤としての使用があり、通年の検出率が高い。
シメトリン	河川への流出率が高く、比較的残留性が高い。水道の原水からの検出事例がある。
臭素酸及びその塩	水道原水や浄水から検出事例ある。
ニトロソアミン類	ゴム製品等の製造過程で副生する N-ニトロソジメチルアミンは広範囲で検出事例がある。
ブタクロール	水稲用除草剤であり、農薬残留対策総合調査等における検出頻度が高い
フルトラニル	残留性が比較的高い。農薬残留対策総合調査における検出頻度が高い。
ベンゾ[a]ピレン	多環系芳香族炭化水素類は、非意図的の生成物であり生産量等の統計がない。発がん物質として注視覚する必要があるので、代表的な物質として、ベンゾ[a]ピレンを追加する。
ポリカーバメート	漁網防汚剤での使用がある。また、ジラム等との合算評価対象である。
ポリ臭素化ジフェニルエーテル類(臭素数が4から10)	高蓄積性であり、環境中で光分解されて毒性の強い物質に変化するおそれあり
ジネブ	ジラム等との合算評価対象
マンゼブ	
マンネブ	
モリネート	河川への流出率が高く、比較的残留性が高い。水道原水の検出事例があり農薬残留対策総合調査等における検出頻度が高い

水生生物への影響に係る項目(12項目)

項目名	理由
アセタミプリド	神経系に作用し殺虫作用を有する農薬である。毒性試験の試験生物であるミジンコ類への毒性はかなり弱い、一方で、水生昆虫(トンボ類)等への毒性があると懸念されている剤で出荷量が100tを超えるような剤もある。
イミダクロプリド	
クロチアニジン	
ジノテフラン	
チアクロプリド	
チアメトキサム	
ニテンピラム	
イベルメクチン	

項目名	理由
塩化ベンザルコニウム	陽イオン界面活性剤で、細菌細胞膜を変性させることにより殺菌性を発揮する逆性石鹼といわれるもので、低濃度の水溶液が市販され、手指、機器消毒等に使用され、公共用水域にはかなりの量で存在する。また、魚類や無脊椎動物への毒性も強い。
残留塩素	消毒剤を排水に使用した結果検出される。消毒剤の中には、生産量も数万トン/年以上のものもあり、公共用水域での水生生物への影響のおそれがある。
トリクロサン	手洗いせっけんや歯磨き粉などに使用されている代表的な抗菌剤であり、水生生物に対するリスクが懸念される。
ポリカーバメート	漁網防汚剤は直接海域に流出し、水生生物に影響を及ぼすことが考えられる。低次生産者として重要である海産植物プランクトンの毒性値と環境中濃度は近接している。

2) 削除する項目

人の健康に係る項目(9項目)

項目名	理由
トルエンジイソシアネート(トリレンジイソシアネート, TDI)	水中で速やかに分解するため、人健康における懸念は小さい
メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)	
無水酢酸	
過酢酸	
炭化ケイ素	水へ溶解しないため人健康における懸念は小さい。
アクリル酸重合物のナトリウム塩	混合物であり、分析法の確立が困難であること等水質での測定ができない。
コールタールピッチ	
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	
塩化第二鉄	水環境中では塩化第二鉄として測定できず、溶存性鉄としては人の健康に係る法規制等のリストに掲載されていない。

水生生物への影響に係る項目(4項目)

項目名	理由
トルエンジイソシアネート(トリレンジイソシアネート, TDI)	水中で速やかに分解するため、水生生物への影響における懸念は小さい。
メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン) = ジイソシアネート	
硫酸ジメチル	
塩化第二鉄	水環境中では塩化第二鉄として測定できず、溶存性鉄としては水生生物への影響に係る法規制等のリストに掲載されていない。

3. 要調査項目リスト見直しの結果

人の健康に係る項目と水生生物への影響に係る項目について、それぞれ選定を行った結果、人の健康に係る項目では 137 項目、水生生物への影響に係る項目では 105 項目となった。重複する 34 項目を除けば、合計 208 項目となった。具体的な項目名等は表 4 に示す。

表4 要調査項目リスト(案)

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
1	亜塩素酸及びその塩		
2	アクリルアミド		
3	アクリル酸		
4	アクリル酸エステル類		
5	アセタミプリド		
6	アセトアルデヒド		
7	アセトン		
8	アセトンシアンヒドリン		
9	アセフェート		
10	2-アミノピリジン		
11	アミノフェノール類		
12	アルキル硫酸ナトリウム(C = 16 ~ 18)		
13	アルミニウム及びその化合物		
14	アンモニア(または総アンモニア)		
15	イソデカノール		
16	イソブチルアルデヒド		
17	2-イソブトキシエタノール		
18	イソプレン		
19	(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン(別名:d-リモネン)		
20	イソホロン(別名:3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセ-1-オン)		
21	イベルメクチン		
22	イミダクロプリド		
23	イミノクタジンアルベシル酸塩		
24	エチルチオトロン(別名:ジスルホトン)		
25	2-エチルヘキサノ酸		
26	エチレングリコール(別名:1,2-エタンジオール)		
27	エチレングリコールモノアルキルエーテル及びアセテート類		
28	エチレンジアミン		
29	エチレンジアミン四酢酸(別名:EDTA)		
30	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール		
31	塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム		
32	塩化エチル(別名:クロロエタン)		
33	塩化パラフィン		
34	塩化メチル		
35	塩素酸及びその塩		
36	1-オクタノール		
37	オリサストロピン		
38	過塩素酸及びその塩		

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
39	過酸化水素		
40	カルシウムシアナミド		
41	カルボフラン		
42	キザロホップエチル		
43	ギ酸		
44	キャプタン		
45	銀及びその化合物		
46	グリホサート		
47	グルホシネート		
48	クレゾール類		
49	クロチアニジン		
50	クロルピリホス		
51	クロロアニリン類		
52	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン		
53	クロロ酢酸類		
54	クロロニトロベンゼン類		
55	コバルト及びその化合物		
56	酢酸ビニル		
57	三価クロム		
58	酸化プロピレン(別名:プロピレンオキシド、1,2-エポキシプロパン)		
59	残留塩素		
60	シアナジン		
61	シアナミド		
62	ジウロン(別名:DCMU)		
63	ジエタノールアミン		
64	1,3-ジオキサラン		
65	シクロヘキサノン		
66	シクロヘキサン		
67	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		
68	ジクロベニル(別名:DBN)		
69	2,4-ジクロロトルエン		
70	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D)		
71	1,3-ジクロロ-2-プロパノール		
72	ジクロロベンゼン類		
73	ジシクロヘキシルアミン		
74	2,4-ジニトロフェノール		
75	ジネブ		
76	ジノテフラン		
77	シハロホップブチル		
78	ジフェニルアミン		
79	ジフェニルエーテル		
80	1,3-ジフェニルグアニジン		
81	ジブチルスズ化合物		
82	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-メチルフェノール(別名:BHT)		
83	ジベンジルエーテル		
84	ジベンジルトルエン		
85	2,4-ジ-ターシャリ-ペンチルフェノール		
86	N,N-ジメチルアセトアミド		

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
87	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド		
88	ジメチルアミン		
89	ジメチルジスルフィド		
90	N,N-ジメチルドデシルアミン		
91	N,N-ジメチルドデシルアミン-N-オキシド		
92	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン		
93	ジメチルホルムアミド		
94	シメトリン		
95	臭化物イオン		
96	臭素酸及びその塩		
97	ジラム		
98	ジルコニウム及びその化合物		
99	水酸化テトラメチルアンモニウム		
100	セリウム及びその化合物		
101	ダイムロン		
102	タリウム及びその化合物		
103	チアクロプリド		
104	チアジニル		
105	チアメトキサム		
106	チオウレア		
107	チオシクラム		
108	チオファネートメチル		
109	デカン酸		
110	1-デシルアルコール		
111	テトラエチレンペンタミン		
112	テトラヒドロメチル無水フタル酸		
113	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名:イソフィトール)		
114	テブコナゾール		
115	テフリルトリオン		
116	テレフタル酸ジメチル		
117	テレフタル酸		
118	銅及びその化合物		
119	1-ドデカノール		
120	2-[(3-ドデカンアミドプロパン-1-イル)(ジメチル)アンモニオ]アセテート		
121	ターシャリ-ドデカンチオール		
122	トリエタノールアミン		
123	トリエチレングリコールジメチルエーテル		
124	1,3,5-トリグリシジルイソシアヌラート		
125	トリクロサン及び塩素付加体		
126	1,2,3-トリクロロプロパン		
127	トリシクラゾール		
128	トリフルラリン		
129	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール		
130	ナフタレン		
131	二アクリル酸ヘキサメチレン		
132	ニテンピラム		

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
133	2,2',2''-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩		
134	ニトロソアミン類		
135	ニトロトルエン類		
136	ニトロベンゼン		
137	ニトロメタン		
138	1-ノナノール(別名:1-ノニルアルコール)		
139	バナジウム及びその化合物		
140	バリウム及びその化合物		
141	ビスフェノール A		
142	ヒドラジン		
143	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸		
144	ヒドロキノ		
145	ピフェニル		
146	ピペラジン-1,4-ビス(カルボジチオ酸)ジカリウム		
147	ピラクロニル		
148	ピラゾレート		
149	ピリジン		
150	ピロカテコール(別名:カテコール)		
151	フェリムゾン		
152	フェントラザミド		
153	フサライド		
154	ブタクロール		
155	1,3-ブタジエン		
156	フタル酸エステル類		
157	2-ブタノンオキシム		
158	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド		
159	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール		
160	4-ターシャリ-ブチルフェノール		
161	N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
162	2-ブテナール		
163	ブプロフェジン		
164	フルトラニル		
165	プレチラクロール		
166	プロシミドン		
167	プロパン-1,2-ジオール		
168	プロベナゾール		
169	プロモブチド		
170	プロモプロパン類		
171	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム塩酸塩		
172	ヘキサプロモシクロドデカン		
173	ノルマルヘキサン		
174	ペノミル		
175	ペルフルオロオクタン酸及びその塩(別名:PFOA)		
176	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(別名:PFOS)		
177	ベンゾトリクロライド		
178	ベンゾビスクロン		

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
179	ベンゾ[a]ピレン		
180	ベンタクロロベンゼン		
181	ベンタゾン		
182	ベンディメタリン		
183	ポリ塩化ナフタレン		
184	ポリ(オキシエチレン)オクチルフェニルエーテル		
185	ポリ(オキシエチレン)ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		
186	ポリ(オキシエチレン)ノニルフェニルエーテル		
187	ポリカーバメート		
188	ポリ臭素化ジフェニルエーテル類(臭素数が4から10)		
189	ホルムアミド		
190	マラチオン(別名:マラソン)		
191	マンゼブ		
192	マンネブ		
193	メタクリル酸		
194	メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル		
195	メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル		
196	メタノール		
197	メチルアミン		
198	N-メチルジデカン-1-イルアミン		
199	ドデカン酸メチル		
200	メチルナフタレン		
201	N-メチル-2-ピロリドン		
202	メトミノストロピン		
203	メラミン(別名:2,4,5-トリアミノ-1,3,5-トリアジン)		
204	モノエタノールアミン		
205	モリネート		
206	硫化水素		
207	ドデシル硫酸ナトリウム		
208	リン酸エステル類		
項目数		137	105

環境リスク初期評価について

< 環境リスク初期評価の概要 >

環境リスク初期評価は、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高い可能性がある物質を、科学的な知見に基づいてスクリーニング(抽出)するための初めのステップである。環境リスク初期評価において、「詳細な評価を行う候補」及び「関連情報の収集が必要」と評価された物質については、必要に応じ行政的な対応(前者の場合には、より詳細なリスク評価の実施、規制法に基づく排出抑制等、後者の場合には継続的な環境濃度の監視、より高感度の分析法の開発等)が図られる。

< 環境リスク初期評価の方法 >

環境リスク初期評価は、人の健康に対するリスク(健康リスク)評価と生態系に対するリスク(生態リスク)評価から成り立っており、以下の3段階を経て、リスクの判定を行っている。

[1]有害性評価

人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量(濃度) - 反応(影響)関係の整理

[2]曝露評価

人及び生態系に対する化学物質の環境経由の曝露量の見積もり

[3]リスクの程度の判定

有害性評価と曝露評価の結果を考慮

リスク判定については、化学物質の環境リスク初期評価ガイドラインに基づいて、リスクの判定を行うとともに、リスクの判定ができない場合には、情報収集の必要性に関する総合的な判定を実施している。

(参考)リスクの判定(例)

健康リスク:

無毒性量等を予測最大曝露量(又は予測最大曝露濃度)で除した MOE を求めて判定

MOE	判定
10 未満	詳細な評価を行う候補と考えられる。
10 以上 100 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
100 以上	現時点では作業は必要ないと考えられる。
算出不能	現時点ではリスクの判定ができない。

生態リスク:

予測環境中濃度(PEC)と予測無影響濃度(PNEC)との比較により行う。

PEC/PNEC	判定
1 以上	詳細な評価を行う候補と考えられる。
0.1 以上 1 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
0.1 未満	現時点では作業は必要ないと考えられる。
情報不十分	現時点ではリスクの判定ができない。